

監査公表第 15 号

令和 8 年 6 月 24 日

周南市監査委員 久 行 竜 二

周南市監査委員 福 田 文 治

定期監査結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

1 監査の対象

公平委員会事務局

2 監査の範囲

令和 7 年 4 月（指定した一部の事務については令和 6 年 4 月）から令和 8 年 2 月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和 8 年 4 月 10 日（金）から 6 月 18 日（木）まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 支出事務

- ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- イ 旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。また旅費の調整が必要な場合は適正に行われているか。
- ウ 食糧費について、証拠書類は整えられているか、またその計数に誤りはないか。

(3) 財産管理事務

- ア 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、適正に処理されていた。